破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１０７号
兵庫県南あわじ市山添430番地１
債務者　廣田　和正
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第８７３号
神奈川県小田原市久野2926番地
債務者　石綿　忠男
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劔持　京助
4　破産債権の届出期間　平成22年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９１７号
神奈川県厚木市みはる野１丁目23番８号
債務者　三浦　雅人
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　大輔
4　破産債権の届出期間　平成22年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１６６号
岩手県西磐井郡平泉町長島字桜木68番地
債務者　岩渕　一之
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小保内義和
4　破産債権の届出期間　平成22年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１６７号
岩手県西磐井郡平泉町長島字桜木68番地
債務者　岩渕　　清
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小保内義和
4　破産債権の届出期間　平成22年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１９２１号
仙台市若林区上飯田３丁目28番20号
債務者　若林　正樹
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
福島市松浪町２番５号
債務者　齋藤　　亮
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳喜
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５６号
岐阜県可児市今渡1403番地２
債務者　河村　一美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　恵一
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１５７号
岐阜県可児市今渡1403番地２
債務者　河村かづえ
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　恵一
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第６１０号
奈良県桜井市大字三輪1176番地の１、前住所
奈良県宇陀市榛原区山辺三1767番地
債務者　山﨑　良三
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　敏博
4　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５５６号
福井市若杉１丁目1204番地
債務者　田島　　信
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　宏和
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７７１号
名古屋市北区喜惣治１丁目175番地　パビリオン88―105号
債務者　金井　俊憲
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　大喜
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８３号
長崎県長崎市出島町12番20号　長崎タクシー会館601
債務者　吉岡　豊美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　誠
4　破産債権の届出期間　平成22年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
和歌山県橋本市胡麻生542番地の４
債務者　大口　義弘
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　破産債権の届出期間　平成22年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８７号
千葉県市原市潤井戸1954番地74
債務者　鳰川　房枝
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　敬
4　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係